



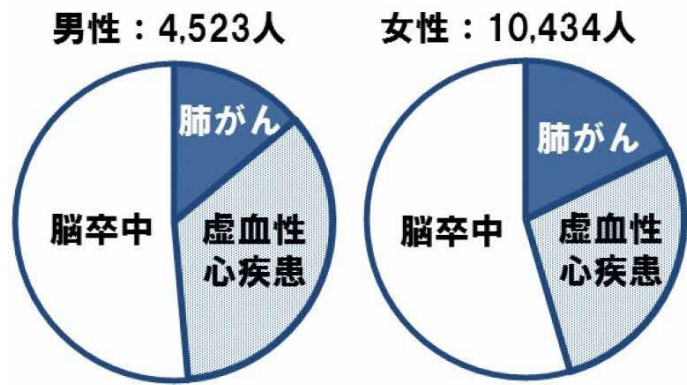
職場の受動喫煙対策で 従業員の健康を守りましょう。

▶ 受動喫煙は、肺がんや脳卒中のリスクを高めます！



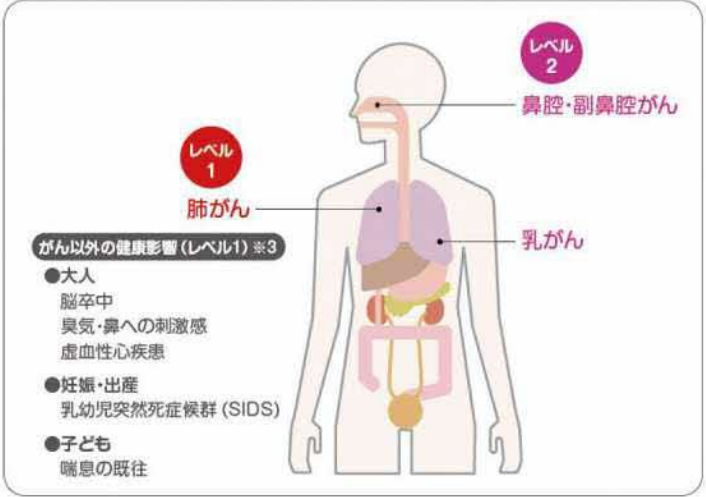
たばこの煙には7,000種類以上の化学物質が含まれており、喫煙者の周りの人の健康にも悪影響を及ぼします。受動喫煙によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることが分かっており、年間約15,000人が、受動喫煙が原因で亡くなっているとの推計*があります。

受動喫煙による年間死亡者数推計値*



*厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(2016年)

受動喫煙によってリスクが高まる病気

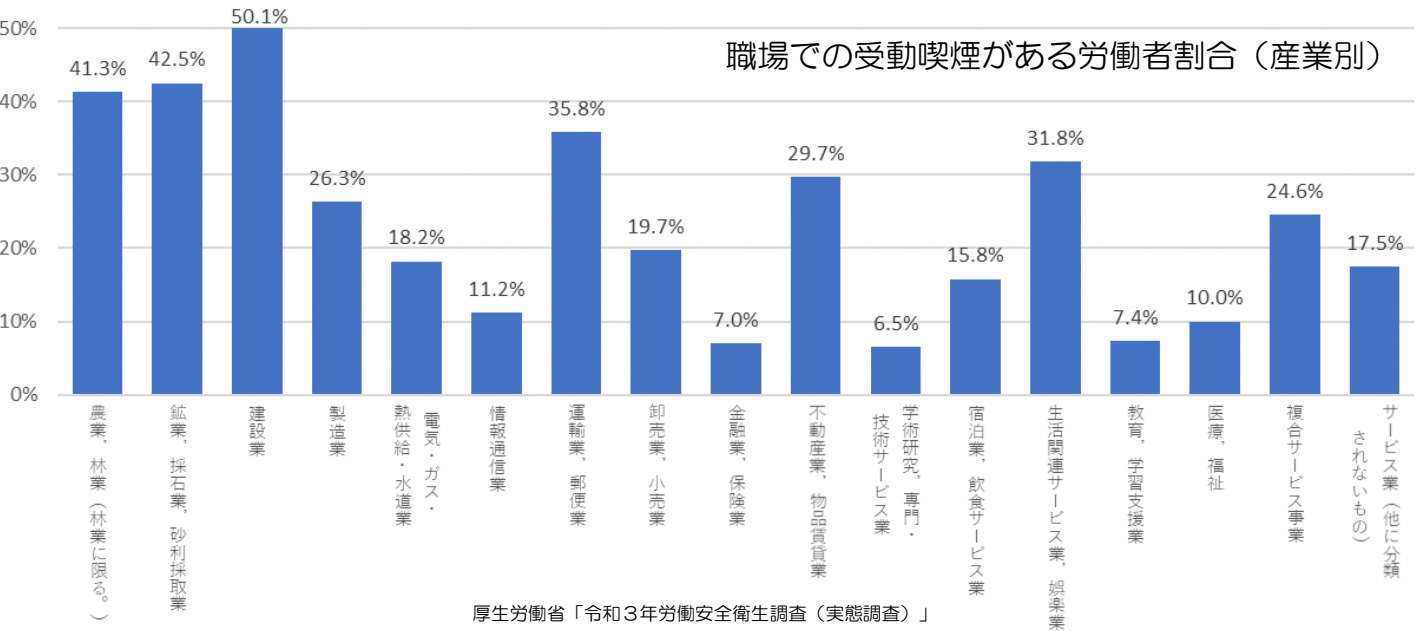


*レベル1 科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である
レベル2 科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない
出典/国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター
ホームページ「がん情報サービス」

▶ 労働者の5人に1人が、職場での受動喫煙があると回答



厚生労働省実施の労働安全衛生調査によれば、「職場での受動喫煙がある」と回答した労働者の割合は、令和4年 20.6%。令和3年 20.7%、令和2年 20.1%と、ほぼ横ばいです。業種別（以下グラフ）では差があります。皆さんの職場ではいかがでしょうか。



▶職場での受動喫煙対策、できていますか？



健康増進法により、多くの人が利用する施設である職場は原則屋内禁煙です。
次の口に記載していることは、いずれも法律の規定によるものです。

☒ し、ご存じなかった事項や実施できていない事項がありましたら、ご対応ください。

- ☐ 屋内*は原則禁煙。喫煙は、技術的基準等を満たした喫煙室の中でのみとしている。
- ☐ 喫煙室を設置している場合は、以下の3点（技術的基準）を満たしている。
 - ①喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である。
 - ②たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている。
 - ③たばこの煙は屋外に排気されている。
- ☐ 喫煙室の技術的基準を満たし維持するのは、施設の管理権原者の責務である。
（管理権原者とは、施設での受動喫煙防止の取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある方のことです。）
- ☐ 技術的基準を満たしていない空き部屋等で喫煙させていない。
- ☐ 屋外でも、喫煙場所を設けるときの、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮している。
また、喫煙者は、喫煙する際、受動喫煙を生じさせないよう配慮している。
- ☐ 喫煙室は、従業員を含め、20歳未満立入禁止である。
- ☐ これらのルールは、加熱式たばこの喫煙にも適用される。

*屋内とは、屋根がある建物で、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。それ以外は屋外です。

*病院や学校等は、敷地内禁煙で、屋内完全禁煙、屋外に限って要件を満たした場合に喫煙場所を設置できます。（推奨はしていません）

ただし、幼稚園や小・中・高等学校、保育園等は、東京都受動喫煙防止条例で、屋外にも喫煙場所を設置しないよう努めなければいけません。

禁煙の取組にプラスして



▶従業員が受動喫煙に遭わない環境づくりを

東京都では、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策について、特設HPや「施設管理者向けハンドブック」を作成しているほか、電話相談窓口を開設しています。是非御活用ください。



▲東京都受動喫煙対策
特設HP

もくもくゼロ
0570-069690

月～金（祝日・年末年始除く）9時から17時45分まで

☆受付時間外は、HPのAIチャットボットをご活用ください！

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

このほか、労働安全衛生法第68条の2では、労働者の受動喫煙を防止のために適切な措置を講ずる努力義務が規定されています。

厚生労働省は、健康増進法で義務付けられた事項と労働安全衛生法第68条の2により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的とした「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定しています。



▲厚生労働省HP

従業員の健康を守るため、職場で受動喫煙を防ぐ取組を進めましょう！